

介護職員処遇改善加算の取得について

社会福祉法人永寿会では、すべてのサービスにおいて、次の3つを取得しています。

- 1 介護職員処遇改善加算Ⅰ
- 2 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ（短期入所は加算Ⅱ）
- 3 介護職員等ベースアップ等支援加算

それぞれの加算は、1は福祉施設で働く介護職員、2,3についてはそれ以外の職員も含め賃金改善を行うものです。

それぞれ加算を取得するためには、次のような要件があります。

介護職員処遇改善加算Ⅰ

介護職員のみ支給します

国で定める、各要件を満たし、期間や改善する給与の種類を定め、事前に申請します
キャリアパス要件や職場環境等要件を満たす必要があります

介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ

介護職員及び介護事業に従事する職員が対象です

資格の有無、介護経験の長さ、職種などによりグループわけして配分します

それぞれのグループごとに支給割合が変わってきます

改善された賃金には年額の上限があり対象にならない職員もいます

国で定める、各要件を満たし、期間や改善する給与の種類を定め、事前に申請します

※短期入所のみ 加算Ⅱに該当します

介護職員等ベースアップ等支援加算

介護職員及び介護事業に従事する職員が対象です

今後さらに必要とされる介護事業への従事者の確保のための加算となります

基本給や毎月支払われる手当として賃金改善を行う必要があります

国で定める、各要件を満たし、期間や改善する給与の種類を定め、事前に申請します

すべて、事業所が請求する介護給付費の上乗せとなる加算という形で、介護保険から支払われます

事前に申請し、年度ごとに実績報告が義務付けられていて、利用料に反映されます。

利用者様の理解をいただきながら、加算を取らせていただいています

あくまで介護給付費に対し〇〇%という割合で加算されるので、本来の介護給付で基本の他に各種加算（日常生活継続支援加算、看護体制加算、夜勤職員配置加算など）を含めた総介護給付費が計算基礎となります。

施設、事業により加算はさまざま、総給付費は事業により全く違っている中での上乗せになります。

一律に特別養護老人ホームであれば入所者一人に〇〇円、デイサービスなら〇〇円ではありません。

当法人では次の通りです。

	介護職員 処遇改善加算Ⅰ	介護職員等 特定処遇改善 加算Ⅰ	介護職員等 ベースアップ等 支援加算
		短期入所のみ 加算Ⅱ	
特別養護老人ホーム ほのぼの荘	8.30%	2.70%	1.60%
特別養護老人ホーム ほのぼの荘ユニット	8.30%	2.70%	1.60%
短期入所生活介護 (ショートステイ)	8.30%	2.30%	1.60%
ほのぼの荘デイ サービスセンター	5.90%	1.20%	1.10%
ほのぼの荘 ホームヘルパー ステーション	13.70%	6.30%	2.40%

3つの処遇改善加算については、厚生労働省ホームページの

「介護職員の処遇にかかる加算の概要」

[介護職員の処遇改善 | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp)

に掲載されています